

社援発第0109007号  
平成15年1月9日

各 都道府県知事 } 殿  
指定都市市長 }  
中核市市長 }

厚生労働省社会・援護局長

身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置  
する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について

平成12年6月7日付けで公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)により身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)が改正され、平成15年4月1日から、これまでの措置制度を改め、障害者自らがサービスを選択して利用する支援費制度に移行することとなったことに伴い、国の設置する身体障害者更生施設等に入所の申込みをすることができる基準について、今般、新たに「国立施設に入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」(平成14年7月30日厚生労働省告示第258号)を定めたところである。

これを踏まえ、別紙「国立施設入所取扱等実施要領」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、了知されたい。

また、管内市町村に対しても周知徹底方よろしく願いたい。

なお、平成5年4月1日社援国第51-1号厚生省社会・援護局長通知「国立身体障害者更生援護施設への入所の措置委託について」、昭和62年12月1日社国第195号厚生省社会局長通知「国立保養所の入所について」及び「国立保養所の入所規程の改正について」は、平成15年3月31日限り廃止する。

(別紙)

## 国立施設入所取扱等実施要領

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）等に基づく国立施設への入所に関する資格及び事務手続等については、法令及び「国立施設に入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年厚生労働省告示第258号。以下「厚労省告示」という。）によるほか本要領により行い、もって国立施設入所手続等を適正に実施するものとする。

### 第1 国立施設の概要

身障法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等（以下「国立施設」という。）は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第146条に規定する国立光明寮、同令第147条に規定する国立保養所及び同令第149条に規定する国立身体障害者リハビリテーションセンターであり、これらの概要は次のとおりである。

#### 1 国立光明寮(国立視力障害センター)について

国立光明寮は、視覚に障害のある者に対して、その更生に必要な知識・技能の付与及び訓練を行うことにより社会復帰を図ることを目的とする身体障害者更生施設として、函館市、栃木県那須郡塩原町、神戸市及び福岡市の4か所に設置している。

国立光明寮においては、次の2課程を設置し、実施している。

##### (1) 理療教育課程

視覚に障害のある者の社会復帰の促進を目的に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき師法」という。）に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得させる課程であり、次の2課程を設置している。

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科専門課程（修業年限3年）
- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科高等課程（修業年限5年）

##### (2) 生活訓練課程

日常生活活動についての適応訓練を必要とする視覚に障害のある者に対して、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて、身辺管理、家事管理、

歩行、コミュニケーション等に関する訓練などを行うとともに、日常生活を円滑に過ごすために必要な情報提供、心理的問題等に関する助言、指導等を行い、もって社会参加のための支援を行う課程である。

## 2 国立保養所（国立重度障害者センター）について

国立保養所は、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者又は身障法に規定する身体障害者であって重度の肢体不自由を有するものを入所させ、医学的管理の下に、各種リハビリテーションを実施して社会復帰を図ることなどを目的とする施設であり、伊東市及び別府市の2か所に設置している。

国立保養所においては、次の医学的管理及びリハビリテーションを実施している。

### (1) 医学的管理

障害に附随する疾病及び健康管理上必要な予防・治療を行うとともに、入所者のうち日常生活を自力でできない者などに対して必要な介護・介助を行う。

### (2) リハビリテーション

#### 医学的リハビリテーション

日常生活の自立を目指し、理学療法、作業療法、日常生活動作（ADL）訓練、運動療法等のリハビリテーションを行う。

#### 社会的リハビリテーション

個々の入所者が自らの障害を正しく理解し、自己の特性を發揮しながら実社会に復帰する能力を高めるため、心理検査、生活支援、社会適応訓練等のリハビリテーションを行う。

#### 職能訓練

社会参加を図る上で、職業的技能及び知識の修得、職業訓練への移行に必要な職業前訓練並びに趣味的活動の質の向上を必要とする者に対し、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて、情報処理、事務処理、手工芸等の指導及び訓練を行い、もって社会参加の促進を図る。

## 3 国立身体障害者リハビリテーションセンターについて

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、身体に障害のある者に対するリハビリテーションを一貫した体系の下で総合的に実施するとともに、リハビリテーションに関する技術の向上に努め、これらの成果を全国の関係施設等に周知することにより、身体に障害のある者の福祉の増進に寄与することを目的とする施設として、所沢市に設置している。

国立身体障害者リハビリテーションセンターに設置されている更生訓練所におけるリハビリテーションは、障害種別及び障害の内容等により、次の3課程を設

置し、実施している。

(1) 一般リハビリテーション課程

身体に障害のある者が社会参加を図る上で、主として職業的自立に関する訓練等を必要とする場合に、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて、医学的、職業的及び社会的な助言、指導及び訓練を総合的に行い、もって社会参加の促進を支援する課程である。

(2) 理療教育課程

視覚に障害のある者の社会復帰の促進を目的に、あはき師法に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得させる課程であり、次の2課程を設置している。

- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程（修業年限3年）
- ・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科高等課程（修業年限5年）

(3) 生活訓練課程

日常生活活動に関する適応訓練を必要とする者に対して、その問題点やニーズを明らかにし、個々の状況に応じて、身辺管理、家事管理、歩行、コミュニケーション等に関する訓練などを行うとともに、日常生活を円滑に過ごすために必要な情報提供、心理的問題等に関する助言、指導等を行い、もって社会参加のための支援を行う課程である。

## 第2 入所の申込みをすることができる者の基準

身障法による国立施設への入所の申込みをすることができる身体に障害のある者の基準は、厚労省告示に定められているところであるが、その他必要な事項については、次のとおりである。

### 1 国立光明寮における基準

(1) 理療教育課程

理療教育課程の基準は、次の2つに該当しなければならない。

身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚に障害のある者で15歳以上のものであること。

学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であること。又はあはき師法附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者であって、学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの（あはき師法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされたものを含む。）であること。

(2) 生活訓練課程

生活訓練課程の基準は、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚に障害のある者で15歳以上のものであること。

2 国立保養所における基準

国立保養所の基準は、次の事項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた重度の肢体不自由を有する者で15歳以上のものであること。
- (2) 戦傷病者特別援護法第22条に規定する者で恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる第2項症以上の身体障害のあるものであること。

3 国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所における基準

(1) 一般リハビリテーション課程

一般リハビリテーション課程の基準は、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。

(2) 理療教育課程

理療教育課程の基準は、次の2つに該当しなければならない。

身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚に障害のある者で15歳以上のものであること。

学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であること。又はあはき師法附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者であって、学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの（あはき師法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされたものを含む。）であること。

(3) 生活訓練課程

生活訓練課程の基準は、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。

第3 入所期間について

国立施設の入所期間は、原則として次の表のとおりとする。

ただし、入所者の更生計画等に基づき、入所期間を設定するものとし、各国立施設の長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができるものとする。

施設名	課程	入所期間
国立光明寮	理療教育課程	あはき師法に基づく修業年限を上限とする (あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科専門課程 3年) (あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科高等課程 5年)
	生活訓練課程	おおむね6か月
国立保養所		おおむね3年
国立身体障害者リハビリテーションセンター	一般リハビリテーション課程	おおむね2年
	理療教育課程	あはき師法に基づく修業年限を上限とする (あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科専門課程 3年) (あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科高等課程 5年)
	生活訓練課程	おおむね6か月

(注) 戦傷病者特別援護法により国立保養所に入所する者については、入所期間の期限はない。

#### 第4 入所の申込み等

身障法による国立施設への入所の申込み等に関する事務手続等については、同法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。)に規定するもののほか、次により適正に行うものとする。

なお、戦傷病者が国立保養所に入所しようとする場合は、戦傷病者特別援護法の規定に基づき、必要書類を添付の上、居住している都道府県を經由して入所しようとする国立保養所の長へ入所請求すること。

##### 1 市町村への意見書交付申請手続等

###### (1) 意見書交付申請

身障法第17条の32第2項の規定に基づき、援護の実施者である市町村長に対し、国立施設への入所の要否に係る意見書(以下「意見書」という。)の交付を申請しようとする身体に障害のある者(以下「申請者」という。)は、別紙様式1「国立施設入所に関する意見書交付申請書」に、施行規則第12条の2第1項に規定する当該国立施設の長が定める書類を添付して、提出するものとする。

###### (2) 意見書交付

身障法第17条の32第3項の規定に基づき、意見書の交付申請を受けた市町村は、申請者に対し、別紙様式2「国立施設入所に関する意見書」により、その意見を速やかに通知するものとする。

なお、市町村は、意見書の交付に当たっては、当該国立施設が入所承諾の判断をする際に必要となるため、申請者が提出した当該国立施設の長が定める書類を意見書に添付して、交付すること。

(3) その他

市町村は、意見書を交付するに当たって、身障法第17条の32第3項の規定に基づき、厚労省告示及び本要領を勘案しつつ、当該国立施設と緊密な連携を図りながら、入所の要否に関する判断をすること。

2 国立施設への入所申請手続等

(1) 入所申請手続等

身障法第17条の32第1項の規定に基づき、国立施設への入所の申込みをする申請者は、別紙様式3「国立施設入所申請書」に必要事項を記入のうえ、市町村から交付された意見書及び当該国立施設の長が定める書類を添付して、申請するものとする。

(2) 入所承諾手続等

施行規則第12条の4の規定に基づき、入所の承諾等を行った当該国立施設の長は、申請者本人及び当該申請者に係る意見書の交付を行った市町村に対して、その結果を速やかに通知すること。

第5 契 約

国立施設の長は、身障法に基づき当該国立施設の利用を希望した身体に障害のある者と利用契約が成立したときは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、当該者に対し、必要な書面の交付等を行わなければならない。

なお、契約に必要な重要事項の説明に関する書類及び契約書類の様式については、各国立施設の長が定めることとする。

第6 入所後に要する費用

国立施設の長は、身障法及び施行規則の定めるところにより身体に障害のある者の入所を承諾したときは、同法第17条の32第5項の規定に基づき、利用料として算定した額を当該者から徴収するものとする。

なお、国立施設に入所した身体に障害のある者の入所後に要する費用については、国が支弁することから、都道府県・市町村の負担はない。

(別紙様式 1)

### 国立施設入所に関する意見書交付申請書

(宛先) 市(町村)長 殿

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	昭和 平成 年 月 日					
	氏名			性別	男 ・ 女					
	住所	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -								
申請者に係る		住	所	電話	続柄					
扶養義務者氏名				FAX						
身体障害者手帳番号		療育手帳番号								
サービスの利用状況	居宅生活支援	居宅生活支援の種類		利用者負担額						
		支給量		本人		扶養義務者				
		利用中のサービスの種類と内容等								
	施設訓練等支援	施設訓練等支援の種類		利用者負担額						
		支給量		本人		扶養義務者				
		障害程度区分								
	利用中の施設等									
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援・要介護	1	2	3	4	5
		利用中のサービスの種類と内容等								
希望する種類・内容	施設名称									
	所在地									
	利用を希望するサービスの種類と内容等					電話番号 ( )				

(別紙様式 2)

### 国立施設入所に関する意見書

発 番 号  
平成 年 月 日

申 請 者 殿

市(町村)長  印

身体障害者福祉法第 17 条の 32 第 2 項に基づき、貴殿から申請された内容について審査したところ、入所することが適当と認められます。

フリガナ				生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏 名				性 別	男 ・ 女
住 所		〒		電話 ( ) -	
				FAX ( ) -	
扶養義務者氏名				住 所	電 話 FAX
身 体 障 害 者 手 帳		番 号	等 級		
		記 載 内 容			
療 育 手 帳		番 号	等 級		
		記 載 内 容			
年金等の状況		障害基礎 ・ 障害厚生 ・ 労災年金 ( ) 級 その他 ( ) ・ 生活保護			
雇 用 保 険		有 ・ 無 ( 受給中 ・ 申請中 ・ 申請予定 )			
補装具の有無		有 ・ 無	種 類	年 月 日 交付	
				年 月 日 交付	
				年 月 日 交付	
サ ー ビ ス の 利 用 状 況	居 宅 生 活 支 援	居宅生活支援の種類	利用 者 負 担 額		
		支給量	本人	扶養義務者	
	利用中のサービスの種類と内容等				
	施 設 訓 練 等 支 援	施設訓練等支援の種類	利用 者 負 担 額		
		支給量	本人	扶養義務者	
		障害程度区分			
利用中の施設等					
介 護 保 険	要介護認定	有 ・ 無	要介護度	要 支 援 ・ 要 介 護	1 2 3 4 5
	利用中のサービスの種類と内容等				

(裏面あり)



(別紙様式 3)

## 国立施設入所申請書

平成 年 月 日

国立施設の長 殿

申請者  
住所名  
氏名

身体障害者福祉法第 17 条の 32 第 1 項に基づき、貴施設へ入所申請をいたします。

フリガナ			
氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	性別	男 ・ 女	
住所	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -		
扶養義務者氏名	住所	電話 FAX	続柄
希望する 種類・内容	理療教育課程	専門課程 ( 3 年 ) ・ 高等課程 ( 5 年 ) その他	
	一般リハビリ テーション課程		
	生活訓練課程		
	保養所		

(注) 1. 「希望する支援の種類・内容」欄には、次に掲げる各国立施設における実施課程の区分に従い、希望箇所に 印を付すること。  
なお、(1)の一般リハビリテーション課程を希望する場合は訓練科目を記載すること。

(1)国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所実施課程

- ・理療教育課程専門課程 ( 3 年 )
- ・理療教育課程高等課程 ( 5 年 )
- ・理療教育課程その他 ( 例 . 転学等 )
- ・一般リハビリテーション課程
- ・生活訓練課程

(2)国立光明寮実施課程

- ・理療教育課程専門課程 ( 3 年 )
- ・理療教育課程高等課程 ( 5 年 )
- ・理療教育課程その他 ( 例 . 転学等 )
- ・生活訓練課程

(3)国立保養所

2. 国立施設の長に申請する際には、市町村の意見書及び国立施設の長が定める書類を添付のうえ、申請すること。